

申請書

令和●年●月●日

経済産業大臣 殿

申請者
住所 東京都千代田区水際町△△-△
経済産業ビル×階
氏名 (名称及び代表者又は管理人の氏名)
水際産業株式会社
代表取締役 水際 太郎
(連絡先) 法務部
担当者 部長 周知 守
電話番号 03-◇◇◇◇-◇◇◇◇

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、経済産業大臣の意見を求めます。

記

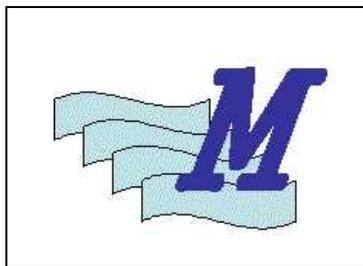
1. 意見を求める事項 (該当事項に○をつける)
- (○) 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。
 - () 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。
 - () 申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。
 - () 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。
 - () 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること。
 - (○) 関税法第69条の13第1項の規定により申立不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が当該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

2. 商品等表示の内容（関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則第1条第3号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては商品の形態の内容及び商品名、同条第4号又は第5号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては技術的制限手段の内容）

申請者商品の表面の下記写真のと通りの表示

【写真】

商品等表示



申請者商品



3. 意見を求める理由

別紙1記載のとおり

4. その他参考となるべき事項

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 関税法第69条の4第1項に基づく申請書の場合には、当該申請書中、「関税法第69条の13第1項」を「関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)」に、「全国の需要者」を「輸出先の国又は地域の需要者」とする。

別紙 1

意見を求める理由

(1) 当事者

申請者は、被服、かばん等の服飾品の製造販売を主たる業務とする株式会社である・・・

(2) 申請者の商品

申請者は、平成●年●月から、商品名を「ミズギワ・バッグ」とする申請者の表示を使用したバッグ（以下「申請者商品」という。）を販売している。申請者は、平成●年頃から申請者商品の開発を開始し、・・・

(3) 意見を求める事項に関する事実

ア 商品等表示

申請者は、申請者商品に、発売以来申請者の表示である、波をイメージした水色の曲面を4つ重ねたものに斜体のローマ字「M」を付した表示（申請書の申請者商品等表示の写真のとおり）を申請者の商品を表示するものとして付している。

申請者の商品等表示は、縦○センチメートル、横△センチメートルで・・・、その特徴的部分は①・・・②・・・③・・・である。

・・・以上からすれば、本件表示は商品等表示としての識別性を有しているものといえる。

イ 周知性

申請者が平成●年●月に申請者商品の発売を開始して以来、申請者商品の出荷数は、同年▲月までに○○万個であった。

また、申請者商品は、発売と同時に雑誌等を通じて集中的に広告宣伝され、雑誌への掲載は□冊の雑誌に合計△回掲載されている。

・・・以上からすれば、申請者商品等表示は、遅くとも●年●月の時点から、◆（例えば、かばん類、洋服）の商品表示として全国の需要者の間に広く認識されるに至ったものといえる。

ウ 輸入者の商品及び商品等表示

商品名：Mバッグ

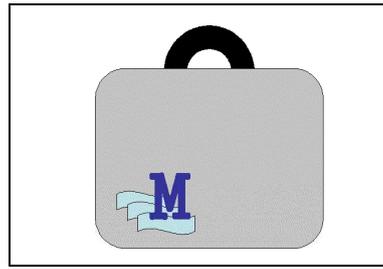
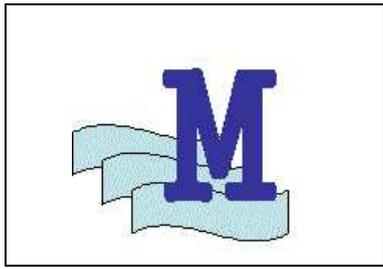
商品及び商品等表示：以下写真のとおり

輸入者は、輸入者商品を●年●月頃から輸入を開始している。

輸入者の商品等表示は、波をイメージした水色の曲面を3つ重ねたものに斜体のローマ字「M」を付した表示である。

申請者の商品等表示は、縦○センチメートル、横△センチメートルで・・・、その特徴的部分は①・・・②・・・③・・・である。

【写真】



エ 類似

申請者の商品等表示の特徴的部分は・・・であり、一方、輸入者の商品等表示の特徴的部分は・・・である。両者は、その外観の点において、・・・で共通しており、また、観念の点においても・・・において共通している。従って、両者の商品等表示は類似しているものといえる。

オ 混同

申請者の商品等表示と、輸入者の商品等表示が類似していることや、①・・・②・・・③・・・等の事情によれば、輸入者商品を申請者商品と誤認混同するおそれがある。